

宍粟市道路等公共施設整備促進事業について

事業年度の前年9月末までに「宍粟市道路等公共施設整備促進事業の要望書」の提出が必要。

生活に密着して利用されている公共施設（法定外公共物）等について、その良好な維持・管理の促進のため、修繕等に要した経費の一部を市が負担します。

（対象者）

地元自治会（申請は自治会長名。法定外公共物等が字界に存在する場合は、原則として実際に管理を行っている側の自治会）

（対象施設）

宍粟市法定外公共物条例第2条に規定する自治会で主体的に管理されている道路または水路並びに建設課が所管する市道、河川及び行政財産で、機能向上・補修等の必要が認められるもの。

ただし、農道及び農業用水路、林道でその補助対象となる施設は除きます。

（対象事業）

- | | | | |
|--|-----|-----|--|
| <table border="1"><tr><td>道 路</td></tr><tr><td>水 路</td></tr></table> | 道 路 | 水 路 | ・・・幅員 0.9m以上の道路（里道等）の舗装・修繕・改築等
・・・幅員 0.2m以上の水路の入替え・修繕・改築等 |
| 道 路 | | | |
| 水 路 | | | |

【対象にならない事業】

隣接土地所有者が改修に反対している場合。その他、特定の者に対し便宜を供与する場合

【例】分譲地等の開発に伴う擁壁、水路等の整備で本来事業者が負担すべきもの）

（実施方法）

原材料の支給、または改修費用負担（業者への作業委託）を選択できます。

A 原材料支給

自治会で直接施工する場合

①支給要件

市の査定により 10 万円以上の原材料が必要と認められる場合

②負担対象額

10/10(上限 50 万円)※市査定額

③原材料等

土砂、碎石、生コンクリート、その他原材料、鉄製品、コンクリート二次製品等

④支給方法

指定場所(大型車の進入可能な所まで)

B 改修費用負担(作業委託)

自治会が業者等に施工を委託する場合

①負担要件

委託業者の見積額を市で査定し、20 万円以上の費用が必要と認められる場合

②負担対象額

1/2(上限 100 万円)※見積額と市査定額のうち少ない方の1/2

③支払い方法

自治会から施工業者へ代金を全額支払い後、市負担分を自治会へ支払い

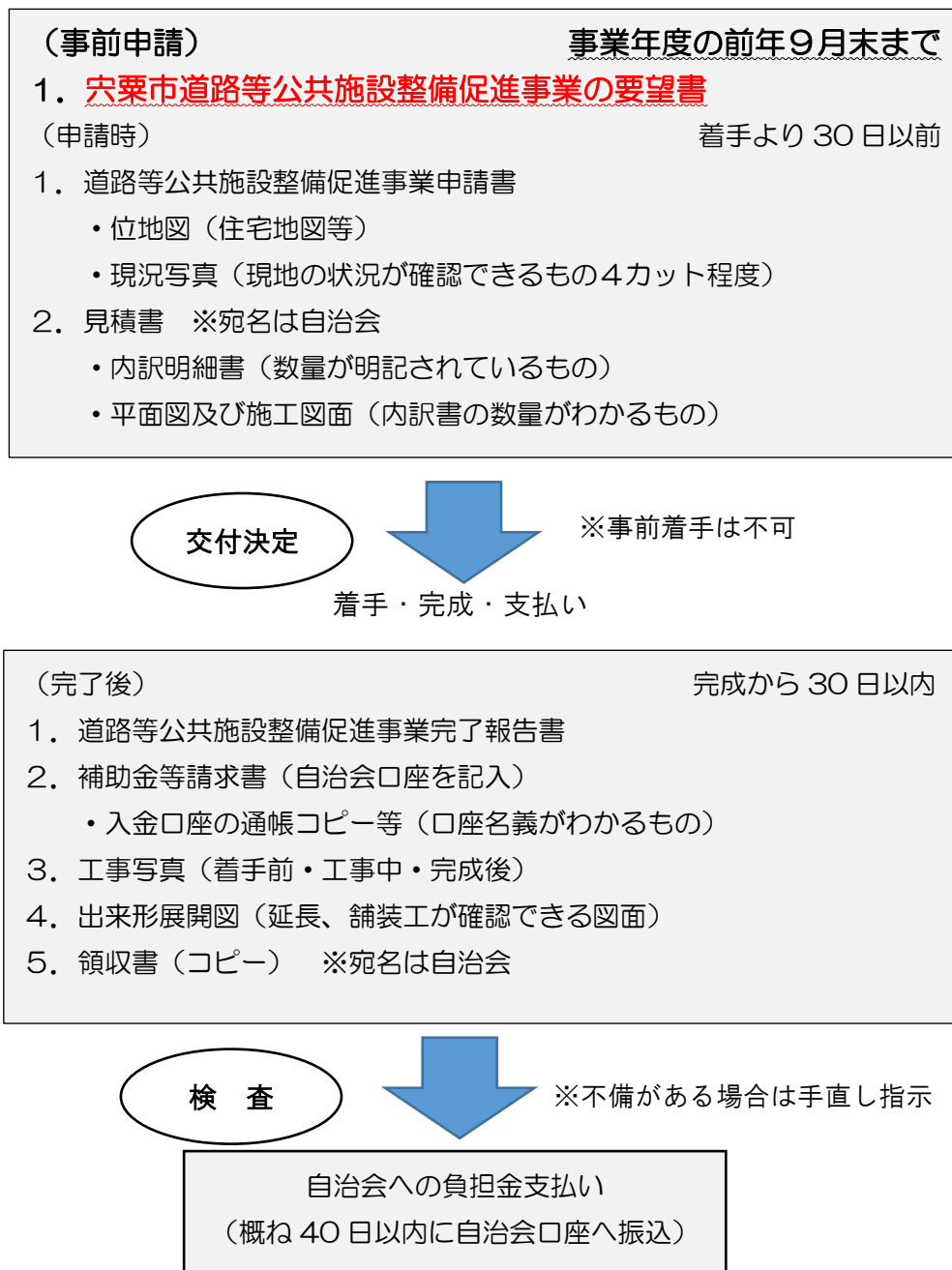
（申請条件）

原材料支給・改修費用負担は、1年（1会計年度）につき各1回の申請ができます。ただし、同一箇所に併用することはできません。

（備 考）

事業予算に限りがありますので、申請前に必ず建設課へご相談下さい。
また、採択を受けた事業は必ず年度内に完了して下さい。

○提出書類・申請フロー



問合先 穴粟市 建設部 建設課 管理係
(TEL) 0790-63-3068